

# 福岡県公報

令和 7 年 10 月 3 日  
第 634 号

## 目 次

### 告 示 (第583号 - 587号)

○地方税法又は福岡県税条例に定める申告・納付等の期限の延長に関する告示において別に告示で定める期日	(税 務 課)	1
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○土地区画整理事業の換地処分の完了届出	(都市計画課)	2
<b>公 告</b>		
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(行財政支援課)	2
○意見募集の結果の公示	(開発・盛土指導課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	4
○意見募集の結果の公示	(開発・盛土指導課)	4
○被災者生活再建支援法の対象となる自然災害	(福祉総務課)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(介護保険課)	5
○指定居宅サービス事業者の廃止	(介護保険課)	6
○指定介護予防サービス事業者の指定	(介護保険課)	7
○指定介護予防サービス事業者の廃止	(介護保険課)	8
○建築基準法に基づく道路の指定	(建築指導課)	8
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築指導課)	9
○私道の廃止及び変更の承認	(建築指導課)	10
○職権による指定の取消	(建築指導課)	10

### 監 査 委 員

○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	11
----------	--------------	----

### 公安委員会

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	28
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	28
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課)		29
○クロスボウの取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	29
○クロスボウの取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	30
○年少射撃資格の認定のための講習会 (年少射撃資格講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	30
○技能検定員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	31

### 再 掲

○令和 7 年度福岡県職員採用選考試験 (後期) の実施	(人事委員会事務局任用課)	32
------------------------------	---------------	----

## 告 示

### 福岡県告示第583号

福岡県税条例 (昭和25年福岡県条例第36号) 第14条第1項の規定に基づき、災害に伴う県税の期限の延長 (令和 6 年 1 月福岡県告示第50号の2) において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる地域に住所又は居所の所在地 (法人等) がある者は、主たる事務所又は事業所の所在地) がある者に係るものについては、その納期限等が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年10月30日までの間に到来するものについて、同月31日とする。

令和 7 年10月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県 名	地 域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

**福岡県告示第584号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年10月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1(1) 解除に係る保安林の所在場所

築上郡築上町大字岩丸663の68

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所

築上郡築上町大字岩丸1861の4、1861の5、1862の9

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

**福岡県告示第585号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年10月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 解除に係る保安林の所在場所

豊前市大字求菩提361の3（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第586号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年10月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	八 女 香 春 線	八女市上陽町北川内6番1先から 八女市上陽町北川内19番5先まで

**福岡県告示第587号**

糸島市泊土地区画整理事業の施行者である糸島市泊土地区画整理組合から、換地処分を完了した旨の届出が令和7年8月22日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

令和7年10月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

**公 告**

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づ

き、意見公募手続を実施しないで福岡県住民基本台帳法施行細則（平成14年福岡県規則第56号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課に備え置きます。

令和 7 年 10 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（令和 7 年福岡県条例第33号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第 4 項第 8 号の規定に該当するため、同条第 1 項に規定する意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の公布日

令和 7 年 10 月 3 日

公告

都市計画法に基づく開発行為等の審査基準の一部改正案について、令和 7 年 7 月 29 日から同年 8 月 27 日までの間、御意見を募集したところ、7 件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

令和 7 年 10 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見の概要と考え方

意見の概要	意見に対する考え方
敷地拡張の場合の審査手数料の相談先を「県都市計画課」から「県開発・盛土指導課」に変更する必要がある。	御意見を踏まえ改正案を修正しました。
改正案では公共施設の単独敷地の防火水槽及びオンサイト調整池を公共施設としないとしているが、将来にわたっての担保はどのようにと	御意見を踏まえ次のとおり改正案を修正しました。 ・原則的に防火水槽は公共施設として取扱

るのか。

公共施設として管理協定を締結することによって担保を取る必要があるため、改正案の「公共施設としない」取扱いには反対する。

うものの、単独敷地における自己用の防火水槽は、主として開発区域の敷地内に建築される建築物の防火用に供するものであり、第三者の利用を目的とするものではないため、公共施設とはしないことを明確にするよう、基準案を見直しました。  
・当初案では、オンサイト調整池は公共施設としないこととしていましたが、公共施設として管理協定を締結したうえで管理する必要がある場合も考えられるため、基準案を見直しました。

幅員 1 m 未満の水路・側溝は原則蓋掛けとすれば幅員は広がるが維持管理がしづらくなるので、水路管理者や道路管理者の意見を聞くべきである。

御意見を踏まえ、幅員 1 m 未満の水路・側溝がある場合は、水路管理者や道路管理者と協議の上、原則蓋掛けとすることとし、改正案を修正しました。

改正案では公園、緑地又は広場の設置に係る開発区域の面積の最低限度を緩和する条例を制定した市町村を記載しているが、制定のたびにその都度審査基準を改正しなければならないので、具体的な市町村名は削除したほうが良い。

御意見を踏まえ改正案を修正しました。

改正案では最低敷地面積は有効面積によることとしているが、有効面積の定義が不明確なので記載すべきである。  
また改正案は、表に記載以外の区域以外は有効面積のみだが、表に記載の区域は有効面積でないように読めるが、そのような趣旨なのか。

御意見を踏まえ次のとおり改正案を修正しました。  
・有効面積の定義を記載するよう見直しました。  
・表に記載の区域においても建築物の敷地面積は有効面積のみを明確化しました。

改正案では使用者変更の使用期間を「10年以上」に変更しているが、何らかの準用している基準等はあるのか、変更を行う理由は何か。  
また、改正前に建てた農家住宅についても、改正後の基準を適用するのか。

使用者変更の使用期間について準用している基準等はありませんが、開発許可制度運用指針において、法に基づく許可を受けて建築された後相当期間適正に利用された建築物のやむを得ない事情により用途変更する場合の適正利用の相当期間を「10年程度」としていることや、他の許可権者が定める基準を参考として、改正案のとおり変更することとしました。  
現行の基準では、農業従事者用住宅等の使用者制限が課せられた建築物を 5 年使用したのみで、使用者を変更し属性を外す事例が散見され、相当期間適正に利用するという基準の趣旨にそぐわないと考えられるため、改正案のとおり使用期間を厳格化して変更を行います。

また、改正前に建てた農家住宅に改正後の基準を適用することは遡及適用であり建築主の利益を害するため、基準改正後に建

<p>改正案では「(10年以上農林漁業従事者であることが確認できる資料の提出が必要)」としているが、耕作証明により10年以上農業者であることを証明できず、遡って10年分の耕作証明を取得することもできない。そのため、その他の書類の提出が必要と考えられるが、10年以上分の確定申告書の控えを保管している農業従事者は稀であり、確認は困難である。改正案が施行されれば、農家住宅の使用者変更は難しくなることが懸念されるが、具体的にどのような資料を提出すれば農林漁業従事者であることの確認が可能であると考えているか。</p>	<p>築された農家住宅のみに改正後の基準を適用します。</p> <p>使用期間に係る基準が改正されたとしても、業として従事していることが確認できる資料の提出が必要であるという取扱いには何ら変更はありませんので、現行どおり確定申告書の写しや注文書や納品書分の写しにより確認を行います。</p>
--	---

2 公布日

令和 7 年 10 月 1 日

3 問合せ先

建築都市部開発・盛土指導課開発第一係、開発第二係

電話：092-643-3715

メールアドレス：kaimori@pref.fukuok.lg.jp

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 10 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市久保字上ノ原1019番2、1020番2、1021番4、1022番1及び1022番5から1022番15まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市東区松島六丁目6番33号

株式会社よかタウン

代表取締役 野島 幸司

公告

「盛土規制法に関する技術的基準（案）」について、令和7年8月1日から同年9月1日までの間、御意見を募集したところ、1件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

令和 7 年 10 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見の概要と考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>第2章 擁壁に関する技術的基準 内径50mmの水抜き穴の場合は2㎡に1箇所以上、内径75mm以上の水抜き穴の場合は3㎡に1箇所以上とありました。</p> <p>確か、開発許可・宅地防災法令要覧で、改正前の宅造法の過去の国と都道府県での照会のなかには、法文どおりの75ミリ以下の水抜き穴は認めない回答がされていたかと思えます。</p>	<p>改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法の技術的基準については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令の規定はもとより、実運用のための細部について規定する必要があるため、国から技術的助言として示された「盛土等防災マニュアル」や他法令の規定なども参考として検討を行っております。</p> <p>その際、現行の他法令による運用との整合を図る観点から、「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準（福岡県建築都市部都市計画課）」の規定を考慮のうえ、県としては、擁壁の水抜き穴については、原案に記載の内容にて運用することとしております。</p>

2 公布日

令和 7 年 9 月 24 日

3 問合せ先

建築都市部開発・盛土指導課盛土規制係

電話：092-643-3762

メールアドレス：moridokisei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福津市の区域内において発生した令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害が、令和7年8月10日に被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象

となる自然災害に該当することとなったので、公告する。

令和7年10月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

**公告**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定をしたので、同法第78条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のように公告する。

令和7年10月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定期月日
訪問介護	4072801725	エル介護サービス 中間市土手ノ内三丁目8-25 B101	株式会社クロスサイド	令和7年6月1日
〃	4072900956	ちくごヘルパーステーション 小郡市小郡2503番地 フッサクレスト104号室	一般社団法人CAREプラス	令和7年6月1日
〃	4073601207	訪問介護 にこっと 古賀市今の庄二丁目13-24 グランシャリオ 古賀B101号	合同会社nicotto	令和7年6月1日
〃	4073900369	ヘルパーステーション メロディー 糟屋郡篠栗町津波黒二丁目22-32 城戸ビル101号	合同会社melody	令和7年6月1日
〃	4073302129	ヘルパーステーション 集楽・II 宗像市日の里五丁目1-21	株式会社デザイン・テクト	令和7年7月1日
〃	4072100961	訪問介護ステーション ももちび 嘉麻市漆生1235-87	合同会社ももちび	令和7年8月1日

〃	4073401665	愛真ヘルパーステーション 太宰府市石坂一丁目4番26号 コーポK103号	株式会社まつしん	令和7年8月1日
訪問看護	4060590124	訪問看護ステーション 向日葵 福津市福岡駅東一丁目6-5 メゾン・ド・プレジール202号	合同会社ウエル・クレアティヴォ	令和7年6月1日
〃	4065690499	訪問看護ステーション ・福来 田川市魚町14-26 C102	株式会社一典	令和7年6月1日
〃	4066290166	訪問看護ステーション 暮愛 中間市東中間三丁目3番6号	株式会社ckhappy	令和7年6月1日
〃	4067390148	訪問看護ステーション すぺーすしゅぶ 京都郡苅田町新津一丁目4-6 カリブ202	株式会社possibility	令和7年6月1日
〃	4061690311	訪問看護ステーション あん 春日市須玖南四丁目37番地	株式会社REI	令和7年7月1日
〃	4062190162	訪問看護ステーション かたり 八女市納楚310	合同会社訪問看護ステーションかたり	令和7年7月1日
〃	4065690507	訪問看護 一縁 田川市伊加利809 スマイルホーム101号	株式会社つくし	令和7年7月1日
〃	4066190275	訪問看護ステーション オレンジ 遠賀郡水巻町猪熊五丁目2-10	合同会社オレンジ	令和7年7月1日
〃	4060690197	訪問看護ステーション OHANA 宗像市平井三丁目8番18号 セジュール平井202号	株式会社Hachi321	令和7年8月1日
〃	4062090198	Smile訪問看護ステーション 糸島市前原東一丁目6番8号	有限会社スマイル・グット	令和7年8月1日

〃	4062390127	あいず訪問看護ステーション筑後 筑後市熊野1435番地13	株式会社トライティア	令和 7 年 8 月 1 日
〃	4067390130	訪問看護ステーションさくら 京都郡みやこ町勝山黒田871-1 恵ビル102	株式会社 first	令和 7 年 8 月 1 日
通所介護	4072801733	デイサービス 桜の木 中間市七重町11番7号	株式会社桜の木	令和 7 年 6 月 1 日
〃	4073101851	Let'sリハ春日 春日市下白水北三丁目15 ラヴィーエヒナタ 春日西1階1号室	株式会社桜十字	令和 7 年 7 月 1 日
短期入所 生活介護	4071503983	特別養護老人ホーム こもれび 大牟田市中町一丁目4番地1	社会福祉法人それいゆ	令和 7 年 6 月 1 日
福祉用具 貸与	4073800767	ハンド 糟屋郡宇美町光正寺三丁目2番16号 101	hand. R株式会社	令和 7 年 7 月 1 日
〃	4072201181	福祉用具貸与リアンド 朝倉市甘木1785番地1201	株式会社 Re AND	令和 7 年 8 月 1 日
特定福祉 用具販売	4073800767	ハンド 糟屋郡宇美町光正寺三丁目2番16号 101	hand. R株式会社	令和 7 年 7 月 1 日
〃	4072201181	福祉用具貸与リアンド 朝倉市甘木1785番地1201	株式会社 Re AND	令和 7 年 8 月 1 日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のように公告する。

令和 7 年 10 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
---------	-----------	-------------	------------	-------

訪問介護	4074100431	ヘルパーステーション 紡ぎ 糟屋郡須恵町新原477番地1	株式会社ハート・ビート	令和 7 年 6 月 30 日
〃	4073001614	ケアネットはーとびあ 筑紫野市岡田三丁目11番地1 ほほえみタウンA棟	社会福祉法人はーと&はーと	令和 7 年 7 月 31 日
〃	4074500184	ゆーあいケア 福津市中央六丁目11番12号	特定非営利活動法人 福岡ゆーあいの会	令和 7 年 7 月 31 日
〃	4079500338	ケアサービスセンター このみ 田川郡糸田町920番地77	有限会社このみ	令和 7 年 7 月 31 日
〃	4079900421	訪問介護 希望の星 田川郡大任町今任原1706番地	株式会社 明和	令和 7 年 7 月 31 日
〃	4075100877	丘の上ヘルパーステーション 遠賀郡岡垣町中央台六丁目9番4号 102	株式会社あかり会	令和 7 年 8 月 31 日
〃	4075500530	有限会社クローバーサポートセンター 宮若市長井鶴294番地7	有限会社クローバーサポートセンター	令和 7 年 8 月 31 日
訪問看護	4060490333	すこやか 訪問看護ステーション 糟屋郡宇美町障子岳南二丁目22番10号	株式会社ハート・ビート	令和 7 年 6 月 30 日
〃	4061690261	訪問看護ケアプラス笑顔 春日市光町三丁目2番2号 中野ビル10A号室	合同会社えん	令和 7 年 6 月 30 日
〃	4062490059	訪問看護ステーションてとて 朝倉市来春116-2 チェリーメイトA棟	有限会社アソカ	令和 7 年 6 月 30 日
〃	4062590007	大川三瀧訪問看護ステーション 大川市郷原482-24	一般社団法人 大川三瀧医師会	令和 7 年 7 月 1 日

〃	4061590032	訪問看護ステーション あかね 大野城市東大利一丁目 13番27-2号	あかね株式会社	令和 7 年 8 月 31 日
通所介護	4071502647	デイサービスばんこ 大牟田市三池357番地 5	有限会社ユニオン	令和 7 年 6 月 1 日
〃	4073301485	匂花 宗像市牟田尻字川淵 1616番地	株式会社リライウェ ルフェア	令和 7 年 6 月 15 日
〃	4070001054	デイサービス太陽 築上郡築上町下別府 1533番地の1	社会福祉法人若杉会	令和 7 年 6 月 30 日
〃	4075101149	デイサービスセンター 結音 遠賀郡岡垣町公園通り 一丁目13番2号	株式会社 r e a l i z e	令和 7 年 6 月 30 日
〃	4072801170	中間市松ヶ岡デイサー ビスセンター 中間市松ヶ岡 2 番 1 号	有限会社コスモケア	令和 7 年 7 月 31 日
〃	4073400865	丸山病院デイサービス さくらの里 太宰府市坂本一丁目 3 番 2 号	医療法人 恵山会	令和 7 年 8 月 1 日
〃	4075100802	芸術を楽しむ人と恋人 達 遠賀郡岡垣町中央台六 丁目10番9号	株式会社あかり会	令和 7 年 8 月 31 日
特定施設 入居者 生活介護	4071503397	介護付有料老人ホーム ゆずりは 大牟田市東新町二丁目 1 番地 1	社会福祉法人 木犀 会	令和 7 年 8 月 31 日

### 公告

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定に基づき、指定介護予防サ  
ービス事業者の指定をしたので、同法第 115 条の 10 第 1 号及び介護保険法施行規則（平  
成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 23 の規定により、次のように公告する。

令和 7 年 10 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの 種類	介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 又は氏名	指 定 年 月 日
介護予防 訪問看護	4060590124	訪問看護ステーション 向日葵 福津市福岡駅東一丁目 6-5 ノズン・ド・ プレジール202号	合同会社ウエル・ク レアティーヴォ	令和 7 年 6 月 1 日
〃	4065690499	訪問看護ステーション ・福来 田川市魚町14-26 C 102	株式会社一典	令和 7 年 6 月 1 日
〃	4066290166	訪問看護ステーション 暮愛 中間市東中間三丁目 3 番 6 号	株式会社 c k h a p p y	令和 7 年 6 月 1 日
〃	4061690311	訪問看護ステーション あん 春日市須玖南四丁目 37 番地	株式会社 R E I	令和 7 年 7 月 1 日
〃	4062190162	訪問看護ステーション かたり 八女市納楚 310	合同会社訪問看護ス テーションかたり	令和 7 年 7 月 1 日
〃	4065690507	訪問看護 一縁 田川市伊加利 809 ス マイルホーム 101 号	株式会社つくし	令和 7 年 7 月 1 日
〃	4066190275	訪問看護ステーション オレンジ 遠賀郡水巻町猪熊五丁 目 2-10	合同会社オレンジ	令和 7 年 7 月 1 日
〃	4060690197	訪問看護ステーション O H A N A 宗像市平井三丁目 8 番 18 号 セジュール平井 202 号	株式会社 H a c h i 321	令和 7 年 8 月 1 日
〃	4062090198	S m i l e 訪問看護ス テーション 糸島市前原東一丁目 6 番 8 号	有限会社スマイル・ グット	令和 7 年 8 月 1 日
〃	4062390127	あいず訪問看護ステ ーション筑後 筑後市熊野 1435 番地 13	株式会社トライティ ア	令和 7 年 8 月 1 日

〃	4067390130	訪問看護ステーション さくら 京都郡みやこ町勝山黒 田871-1 恵ビル102	株式会社 f i r s t	令和 7 年 8 月 1 日
介護予防 短期入所 生活介護	4071503983	特別養護老人ホーム こもれび 大牟田市中町一丁目 4 番地 1	社会福祉法人それい ゆ	令和 7 年 6 月 1 日
介護予防 福祉用具 貸与	4073800767	ハンド 糟屋郡宇美町光正寺三 丁目 2 番 16 号 101	h a n d . R 株式会 社	令和 7 年 7 月 1 日
〃	4072201181	福祉用具貸与リアンド 朝倉市甘木1785番地 1 201	株式会社 R e A N D	令和 7 年 8 月 1 日
特定介護 予防福祉 用具販売	4073800767	ハンド 糟屋郡宇美町光正寺三 丁目 2 番 16 号 101	h a n d . R 株式会 社	令和 7 年 7 月 1 日
〃	4072201181	福祉用具貸与リアンド 朝倉市甘木1785番地 1 201	株式会社 R e A N D	令和 7 年 8 月 1 日

公告

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予  
防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 115 条の 10 第 2 号及び介  
護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 23 の規定により、次のように  
公告する。

令和 7 年 10 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの 種類	介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 又は氏名	廃 止 年 月 日
介護予防 訪問看護	4060490333	すこやか 訪問看護ス テーション 糟屋郡宇美町障子岳南 二丁目 22 番 10 号	株式会社ハート・ビ ート	令和 7 年 6 月 30 日
〃	4061690261	訪問看護ケアプラス笑 顔 春日市三丁目 2 番 2 号 中野ビル 10 A 号室	合同会社えん	令和 7 年 6 月 30 日

〃	4062490059	訪問看護ステーション てとて 朝倉市来春 116-2 チェリーメイト A 棟	有限会社アソカ	令和 7 年 6 月 30 日
〃	4062590007	大川三瀧訪問看護ステ ーション 大川市郷原 482-24	一般社団法人 大川 三瀧医師会	令和 7 年 7 月 1 日
〃	4061590032	訪問看護ステーション あかね 大野城市東大和一丁目 13 番 27-2 号	あかね株式会社	令和 7 年 8 月 31 日
介護予防 特定施設 入居者生 活介護	4071503397	介護付有料老人ホーム ゆずりは 大牟田市東新町二丁目 1 番地 1	社会福祉法人 木犀 会	令和 7 年 8 月 31 日

公告

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のよう  
に道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項  
の規定により公告する。

令和 7 年 10 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番 号	指定 年月日	指定期間	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
7 福整 第 442 号	令和 7 年 5 月 14 日	令和 8 年 12 月 1 日 まで	起点：糟屋郡粕屋町大字大隅字扇 557 番 1 地先 終点：糟屋郡粕屋町大字大隅字満 田 657 番 2 地先	265.00	13.20～ 16.00
7 福整 第 442 号 - 2	令和 7 年 5 月 27 日	令和 9 年 5 月 26 日 まで	起点：糟屋郡篠栗町大字和田 413 - 3 地先 終点：糟屋郡篠栗町大字和田 603 - 6 地先	254.65	12.0
7 福整 第 442 号 - 3	令和 7 年 6 月 6 日	令和 9 年 3 月 31 日 まで	起点：糟屋郡新宮町大字三代字大 森 861-1 終点：糟屋郡新宮町大字三代字今 ノ浦 340-6、341-8、水路の一 部	890.9	23.25～ 26.25

7 福整第442号-4	令和 7 年 6 月 27 日	令和 9 年 3 月 1 日 まで	起点：糸島市志摩馬場324番 1 地先 終点：糸島市志摩馬場180番 1 地先	451.2	12.0~15.0
7 北整第527号	令和 7 年 5 月 26 日	令和 9 年 3 月 21 日 まで	起点：福津市宮司浜一丁目796番地 の 2 終点：福津市宮司浜二丁目730番地 の 1	385.8	9.5
7 飯整第194号	令和 7 年 4 月 21 日	令和 7 年 6 月 30 日 まで	起点：飯塚市太郎丸909- 1 地先 終点：飯塚市太郎丸908- 1 地先	65.82	9.73~10.97
7 南整柳第216号	令和 7 年 5 月 19 日	令和 9 年 4 月 30 日 まで	①： 起点：大川市大字郷原字北田290番22 終点：大川市大字郷原字北田283番 1 ②： 起点：大川市大字大橋字入道210番 8 終点：大川市大字大橋字平原282番 7 ③： 起点：大川市大字酒見字中新替886番 4 終点：大川市大字郷原字北田288番 3	①：110 ②：220 ③：408.0	①：7.7~28.7 ②：11.2~24.9 ③：10.5~27.3
7 朝整第274号	令和 7 年 5 月 16 日	令和 7 年 8 月 7 日 まで	起点：朝倉郡筑前町下高場字鬼丸1940番 1 地先 終点：朝倉郡筑前町下高場字鬼丸1944番 2 地先	47.53	8.55~8.61
7 朝整第274号-2	令和 7 年 6 月 4 日	令和 9 年 3 月 31 日 まで	起点：朝倉市千代丸54番地先 終点：朝倉市千代丸58番 2 地先	110.00	6.00
7 田整第142号	令和 7 年 4 月 10 日	令和 9 年 1 月 31 日 まで	起点：田川市大字伊田4405- 2 番地 地先 終点：田川市大字伊田3565- 3 番地	286.4	19.57~22.98
7 田整第142号-2	令和 7 年 5 月 28 日	令和 7 年 7 月 31 日 まで	起点：田川郡川崎町大字安真木3612番 3 地先 終点：田川郡川崎町大字安真木3649番 2 地先	62.7	10.5

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 10 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
7 福整第37号-1	令和 7 年 4 月 16 日	糟屋郡須恵町大字須恵字川内210- 9、210-10、240-17の一部	46.21	6.00
7 福整第37号-2	令和 7 年 5 月 16 日	糸島市潤四丁目577番 5、578番 3、579番 6、1155番 2	28.04	4.00
7 久整第461号	令和 7 年 5 月 21 日	三井郡大刀洗町大字本郷字諏訪郷946番 7	52.27	6.00~6.01
7 久整第461号-2	令和 7 年 5 月 15 日	小郡市三沢字大手木4502番10、4502番12	49.20	6.01~6.02
7 北整第346号	令和 7 年 5 月 2 日	遠賀郡水巻町梅ノ木団地 1 - 95	62.90	6.00
7 北整第346号-2	令和 7 年 6 月 16 日	遠賀郡水巻町猪熊八丁目1364番 1、1365番 1	68.32	6.01
7 北整第346号-3	令和 7 年 6 月 16 日	福津市宮司六丁目1700番 5	86.73	6.00
7 飯整第277号	令和 7 年 4 月 28 日	飯塚市椿字古川18番 1、18番 4、19番 1、19番 4、13番 1の一部	110.24	6.00
7 飯整第277号-2	令和 7 年 5 月 29 日	飯塚市綱分字関ノ山528番11、3253番の一部	40.2	6.00
7 南整柳第213号	令和 7 年 6 月 3 日	柳川市三橋町柳河字村中527番 1	34.9	5.00
7 南整柳第213号-2	令和 7 年 6 月 11 日	大川市大字中木室字隼鷹468番11	29.55	6.01
7 南整柳第213号-3	令和 7 年 6 月 23 日	大川市大字向島字下西田1650番11	40.84	6.01
7 女整第335号	令和 7 年 5 月 26 日	筑後市大字野町字京手310番 1	56.21	6.00~6.01
7 女整第335号-2	令和 7 年 6 月 17 日	筑後市大字西牟田字寛元寺1850番 4、1847番 4	65.02	6.00

7 女整第335号 - 3	令和 7 年 6 月 27 日	筑後市大字新溝字南屋敷518 番 9	23.514	5.00
7 朝整第33号	令和 7 年 6 月 3 日	朝倉郡筑前町東小田字前田 700番 1、他 2 筆	62.02	6.01
7 京整第26号	令和 7 年 5 月 14 日	豊前市大字八屋1805番 1	60.90	6.00~6.29
7 京整第26号 - 2	令和 7 年 5 月 19 日	行橋市泉中央四丁目885-14	61.38	4.00
7 田整534号	令和 7 年 6 月 26 日	田川市大字奈良332番 1	67.04	5.00~5.50

**公告**

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第 1 号）第22条第 2 項の規定により公告する。

令和 7 年 10 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

承認番号	承認年月日	申請種別	道路の位置	道路の延長 (m)
7 女整第318号	令和 7 年 5 月 20 日	一部廃止	筑後市大字長浜字宿道2303 番 8、2304番 2、道の一部	38.59
7 田整447号	令和 7 年 6 月 5 日	一部廃止	①：田川郡香春町大字中津 原2167-7の一部、2171- 2の一部 ②：田川郡香春町大字中津 原2167-7の一部、2171- 2の一部、里道の一部 ③：田川郡香春町大字中津 原2326の一部、2327の一部 、2328の一部	①：20.00 ②：131.00 ③：60.00
			①：田川郡香春町大字中津 原2167-7の一部、2171- 2の一部 ②：田川郡香春町大字中津 原2167-7の一部、2171- 2の一部 ③：田川郡香春町大字中津 原2167-7の一部、2171- 2の一部 ④：田川郡香春町大字中津 原2167-7の一部 ⑤：田川郡香春町大字中津	①：20.00 ②：20.00 ③：20.00 ④：20.00 ⑤：20.00

7 田整447号- 2	令和 7 年 6 月 5 日	一部廃止	原2171- 2の一部 ⑥：田川郡香春町大字中津 原2171- 2の一部、2326の 一部、里道の一部 ⑦：田川郡香春町大字中津 原2171- 2の一部、2326の 一部、里道の一部 ⑧：田川郡香春町大字中津 原2171- 2の一部、2327の 一部、里道の一部 ⑨：田川郡香春町大字中津 原2171- 2の一部、2327の 一部、里道の一部 ⑩：田川郡香春町大字中津 原2171- 2の一部、2328の 一部、里道の一部 ⑪：田川郡香春町大字中津 原2171- 2の一部、2328の 一部、2329の一部、里道の 一部 ⑫：田川郡香春町大字中津 原2320- 1の一部、2326の 一部 ⑬：田川郡香春町大字中津 原2320- 1の一部、2326の 一部	⑥：38.90 ⑦：39.00 ⑧：39.40 ⑨：38.70 ⑩：38.60 ⑪：38.60 ⑫：38.70 ⑬：38.90
6 女整第292号- 2	令和 7 年 1 月 14 日	一部廃止	筑後市大字熊野字大地田 1808番12の一部	88.68

**公告**

職権により建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号、第 2 項若しくは第 4 項又は同法68条の 7 第 1 項の規定による指定を取り消したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第 1 号）第22条の 2 の規定により次のように公告する。

令和 7 年 10 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

取消番号	取消年月日	取消の 範囲	道路の位置	道路の延長 (m)
7 那整第281- 1	令和 7 年 5 月 20 日	全部廃止	大野城市大字筒井292- 2 、293- 2	33.10

## 監 査 委 員

### 監査公表第25号

令和7年7月22日に提出された福岡県職員措置請求（住民監査請求）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和7年10月3日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	渡 辺 美 穂

## 住民監査請求に係る監査の結果

## 第1 監査の請求

## 1 請求人及び請求書の提出年月日

## (1) 請求人

住所 福岡県福岡市中央区西公園二丁目13-801

氏名 古賀 毅敏

(2) 提出年月日 令和7年7月22日

## 2 請求の内容

## (1) 請求の要旨

県営西公園（以下「西公園」という。）再整備基本計画（以下「再整備計画」という。）に基づく「360度展望台」（以下「展望台」という。）の建設は、瑕疵のある行為であるため、工事の発注の取消し及び既に伐採した場所の植生の復元等を求める。

## (2) 違法又は不当とする事実及びその理由

## ア 主張1

これまで整備された公園施設の維持管理の検証、問題点等の分析を行わず、ドッグラン、展望台、3階建てレストラン等の新しい施設建設のために既存の設備と樹木を取り払い、新たな設備に更新することは国土交通省の「公園施設の長寿命化計画」及び同策定指針を無視している。

## イ 主張2

環境省の「自然公園等施設技術指針」では、木造で耐用年数が15年とされていることから、展望台についても耐用年数経過後は多額の撤去費用が見込まれる。このため、費用対効果の面から不適切である。

## ウ 主張3

展望台の建設は、「環境省の公園整備指針」の検討の範囲外にあり、西公園の植生等の環境や景観に主眼が置かれていないため、指針に反している。

## エ 主張4

展望台の建設は、西公園が、福岡都市圏にある数少ない緑地帯、風致公園としてヒートアイランド現象を緩和する最良の社会資本であるとの認識が欠落している。本来「福岡市風致地区内建築等規制条例」に従い、福岡市の審査を受けるべきところ、適用除外の条文に基づき、第3種風致地区の法的規制をすり抜けていることは脱法的行為である。

## オ 主張5

公園街路課が公にしている絵図では、避雷針、落下防止ネット、凍結防止設備、避難を呼びかける設備等の安全設備が皆無である。また、下から頂上テラスの人物群は見えず、死角があることから犯罪の可能性もあるなど、訪問者の安全が確保されていない。

## カ 主張6

歩行弱者、車いす利用者には全く配慮されておらず、通称バリアフリー法、国土交通省「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」等に違反している。

## キ 主張7

福岡県が公開した資料では、現地の地質・地盤調査を行った記録が公開されておらず、耐震

設計に関する事項を公表しないまま公募を行うことは許されない。

ク 主張8

再整備計画作成において、単位面積毎の使用者数及び、利便性の高い西公園西口の活用のため整備が十分に考慮されていないのは、国土交通省の「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」を遵守していない。また、展望台の設置により集客に貢献するとの再整備理由についても、同マニュアルに沿った納得できる数字は見当たらない。

ケ 主張9

公園街路課が作成した「西公園再整備基本計画策定業務」委託に係る起工額と契約額の間、1回目の契約で800万円、2回目の契約で1,000万円以上の開きがあり、契約額の起工額に対する比率はいずれも56%となっている。これは、「無理、故意の応札」または福岡県の積算ミスのおいずれかであり、公正な競争の原則に反する。

コ 主張10

「西公園再整備基本計画策定業務」において、受託した(株)エステイ環境設計研究所は、土地所有図の調査を最後まで行った形跡がなく、土地所有図では、国有地とした部分を「光雲神社参道」と表示している。このため、「西公園再整備計画」にある、光雲神社南側交差点付近の歩行環境の改善、同参道のサクラの樹勢回復・更新、花壇の設置などによる魅力強化の3件の整備工事は違法である。

カ 主張11

(株)エステイ環境設計研究所は、「西公園再整備基本計画策定業務」、「西公園官民連携事業公募等設置指針作製委託業務」を受注した。

また、公募という形式は踏んでいたが、「展望台」絵図作成でも同研究所が提案した通りのものが採択され、「展望台の建設監理業務」も受注するなど、芋づる式に福岡県と業務委託契約が交わされ、公金が支払われている。

キ 主張12

令和2年11月時点の公園街路課長が、「西公園再整備基本計画」を起案した後、西公園再整備検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する以前に、(株)エステイ環境設計研究所と周到な打ち合わせを行い、再整備の指針を予め固めていた可能性がある。第1回目の委員会冒頭での県庁職員のものと思われる発言内容は、その後、(株)エステイ環境設計研究所が受託し作成した「西公園再整備基本計画書」の冒頭部分と同文であり、これは委員会を有名無実化するものである。

ク 主張13

4回の委員会のうち、特に3回目では複数の委員から、展望台の建設への異論が出され、特に緑地・造園の専門委員A氏からは、西公園が福岡市に現存する希少な緑地帯であること、絶滅危惧種の蝶が発見されたことなどから、西公園樹林の積極的保存が具申されたにも関わらず、県担当者も、(株)エステイ環境設計研究所も全くフォローしていない。

ケ 主張14

他の委員からは、これまでの西公園の維持管理の不備に関する意見が出たが、これについてもこれまでの既存事業や維持管理の予算に関する分析等は一切言及せず、議論を打ち切っている。これは、公園街路課が行ってきた公園管理業務が「違法又は不当な財産の管理を怠る事実」に該当することを隠ぺいする行為である。

コ 主張15

公園への誘客のためには出入口の確認のための調査を行い、公共交通機関との連携についても議論を深める必要があるとの委員の意見にも、真摯に耳を傾けていない。

タ 主張16

4回目の委員会は、書面開催とされており、各委員からの発言もなく、報告書である、「西公園再整備計画」の採決も行われていない。つまり、第4回目の委員会は開かれなまま閉会している。

チ 主張17

上記のことは、展望台の建設を、関連課長が稟議し、計画案を構想し、(株)エステイ環境設計研究所に丸投げして進めたことを示しており、委員会制度を無視した、違法、不当な行為である。

ツ 主張18

以下の損害が生じている。

(ア) 展望台工事に伴い、「展望台広場」の植生を広範囲(30%超)伐採したことは、取り返しのつかない自然破壊である。

(イ) 違法、不当な展望台の建設費およそ3億5,000万円及び撤去に見込まれる同等の費用については、無用な公費の支出として福岡県に損害を与えている。

(ウ) 展望台の建設に当たっては安全性の配慮が皆無であり、人命への損傷、業務上傷害致死の損害について審査する必要がある。

(エ) (株)エステイ環境設計研究所が委託を受けて作成した「西公園再整備基本計画」書面については、正式に県が受理したという証拠が存在しておらず、総額14,164,700円の支払いは不当である。また、その後同社が受託した関連事業についても、今後公金の支出が予定されているが、これらについても不当な契約の結果である。

### (3) 求める措置

ア 中西 政人 福岡県公園街路課長(令和3年9月時点)、橋本 晃 同課長(令和6年10月時点)、火山 太 同課長(令和7年7月時点)、原田 昌宏 同課長(令和2年11月時点)、濱崎 良一 福岡県土整備事務所都市施設整備課長(令和2年11月時点)、石崎 正通 同課長(令和3年10月時点)に対する処分

イ 展望台工事中止及び発注の取消し

ウ 伐採した植生の復元

### (4) 事実証明書等

ア 令和7年7月22日付け事実証明書(7月24日追加分を含む)

(ア) 「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」(国土交通省)

(イ) 「自然公園等施設技術指針」(環境省)

(ウ) 「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」(国土交通省)

(エ) 「障害者差別解消法が変わりました」(内閣府)

(オ) 「官庁施設の防犯に関する基準」(国土交通省)

(カ) 「建築構造設計基準」(国土交通省)

(キ) 「改訂第4版 大規模公園費用対効果分析マニュアル」(国土交通省)

(ク) 請求人が撮影した写真

(ケ) 福岡市風致地区内建築等規制条例

(コ) 展望台イメージ図①

- (サ) 展望台イメージ図②
  - (シ) 福岡県内部統制に関する方針
  - (ス) 西公園地図
  - (セ) 西公園再整備基本計画策定業務委託 工事台帳
  - (ソ) 第1回委員会議事録
  - (タ) 西公園展望施設基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザルに関する資料
  - (チ) 植栽(樹木)が伐採されている場所図
  - (ツ) 工事現場の看板写真
- イ 令和7年7月28日付け事実証明書
- (ア) 処分を請求する職員を追記した資料(令和2年度の公園街路課長並びに令和2年度及び令和3年度の福岡県土整備事務所施設整備課長)
- (イ) 委員会(第2～3回)議事録
  - (ウ) 委員会(第4回:書面開催)での意見と対応方針
- ウ 令和7年8月15日付け事実証明書
- (ア) 西公園の活性化に関する基本計画策定業務仕様書
- (イ) 再整備計画策定業務委託に係る入札執行向
  - (ウ) 西公園 公園施設長寿命化計画策定業務報告書
  - (エ) 西公園の樹木管理における要望書
  - (オ) 西公園の指定管理に係る管理標準書
  - (カ) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの概要
  - (キ) 高齢者・障害者等に対するバリアフリー情報の提供の努力義務化についての資料
  - (ク) 第3回委員会議事録(再提出)
  - (ケ) 西公園展望施設基盤整備設計業務に係る業務打合せ・協議簿
  - (コ) 第4回委員会の書面開催通知及び委員承認書
  - (サ) (株)エスティ環境設計研究所の落札を示す表示板(写真)及び建設図

※一部重複するものを除く。

## 第2 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、令和7年8月5日付けでこれを受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

令和7年7月22日付け、7月24日付け、7月28日付け及び8月15日付けで請求人から提出された措置請求書及び事実証明書を元に、令和7年8月18日の意見陳述会において確認した監査対象事項は、西公園再整備基本計画策定業務等に関連する契約、具体的には西公園の「再整備基本計画策定業務委託契約」、「官民連携事業公募等設置指針作成業務委託契約」、「展望施設新築工事に係る契約」であったことから、請求人が前記第1の2の(2)に主張する展望台設置のための工事請負及び業務委託契約(関連事業を含む)及びこれらに基づく公金の支出に違法性又は不当性があるか否かについて監査の対象とした。

## 2 監査対象機関

建築都市部（公園街路課、営繕設備課、建築都市総務課契約室）、福岡県土整備事務所及びひ那珂県土整備事務所を監査対象機関とした。

## 3 請求人の陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和7年8月18日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。その際、監査対象機関の職員の立会はなかった。

請求人からは、概ね前記第1の2（1）の記載に沿った陳述があった。その後、監査委員から請求人に対し、請求の対象となる職員、違法又は不当とする理由、生じている損害及び求める措置について確認を行った。確認した内容は、前記第1の2のとおりである。

## 4 知事の弁明

本件請求に対する弁明を知事に求めたところ、令和7年8月22日付けで以下の内容の弁明書が提出された。

### （1）弁明の趣旨

再整備計画に基づく展望台の建設は、関係法令・基準等に基づいて適正に事務処理が行われており、手続上の瑕疵はないため、工事の発注の取消し及び既に伐採した場所の植生の復元等は実施しない。

### （2）請求事実の認否及び弁明の理由

ア 第1の2（2）アの記載について、否認する。

西公園の既存施設の維持管理については、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（以下「策定指針」という。）に従い作成した西公園 公園施設長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）に基づき、緊急性、予算の状況等を踏まえ実施している。

一方で、再整備計画に基づく整備は、社会情勢の変化や公園利用者のニーズを踏まえ、公園の魅力を最大限に活かしながら、にぎわいのある西公園にしていくための公園施設整備である。新たに整備した公園施設は、長寿命化計画に基づき維持管理を行うこととしているため、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」を無視している」という請求人の主張は当てはまらない。

イ 第1の2（2）イの記載について、否認する。

展望台は一部で木材を使用しているものの、建築物の構造は鉄骨造であり、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）では耐用年数が38年（骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに該当）とされている。適切な維持管理を行うことで、耐用年数以上に長く使用することが可能であるため、「耐用年数経過後は多額の撤去費用が見込まれるため、費用対効果の面から不適切」という請求人の主張は当てはまらない。

ウ 第1の2（2）ウの記載について、否認する。

請求人が主張する「環境省の公園整備指針」とは環境省「自然公園等施設技術指針」と想定される。「自然公園等施設技術指針」における自然公園等施設とは、「国立公園、国定公園等自然公園における保護又は利用のための施設、生態系の維持回復のため又は鳥獣保護区の保全のための施設及び長距離自然公園歩道など身近な地域における自然とのふれあいのための施設」と定められている。自然公園法（昭和32年法律第161号）において、自然公園は、「国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。」と、また、都道府県立自然公園は、「都道府県が（自然公園法）第72条の規定により指定するものをいう。」と規定されており、西公園

は同法第72条の指定を受けた公園ではない。このため、環境省「自然公園等施設技術指針」は適用されない。

エ 第1の2(2)エの記載について、否認する。

本事業は「福岡市風致地区内建築等規制条例」(昭和47年福岡市条例第16号)第5条に定める適用除外規定に則り、適正に福岡市に対し通知を行っており、「脱法的行為である」という請求人の主張は当てはまらない。

オ 第1の2(2)オの記載について、否認する。

避雷針については、展望台の高さが、建築基準法(昭和25年法律第201号)第33条の規定において避雷設備が必要とされる建築物の高さ20メートルを超えないため設置していない。落下防止ネット、凍結防止設備、避難を呼びかける設備等については、施設の特性等をふまえた総合的に必要性を判断しており、展望台では必要ないと判断している。なお、展望台は建築基準法等の関係法令や建築構造設計基準に基づき、適切に施設整備を行っている。

また、頂上部分の展望テラスは施設の主用途に供する部分であり、相当程度の公衆の往來を想定しているため、死角とは捉えていないことから、国土交通省「官庁施設の防犯に関する基準」違反ではない。なお、施設の運用・管理に当たっては、利用者の安全の確保について、必要に応じて対策を検討することとしている。

カ 第1の2(2)カの記載について、否認する。

当該展望台は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)において、段差解消などの基準適合義務が課される建築物及び都市公園移動等円滑化基準への適合義務が課される特定公園施設には該当せず、バリアフリー法違反ではない。

展望台の建設場所は丘陵地であるため、スロープとエレベーターを組み合わせて建設した場合、スロープ延長が長大となり、大規模な樹木伐採が必要になることや、建設費用が高額となるなど合理的でないため、スロープとエレベーターは設置しないこととしている。請求人は、スロープ等の設置がないことをもって、「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」に適合していないと主張していると思われるが、本展望台の整備に当たっては、上記の理由から、やむを得ずスロープ等の設置を行わないものであり、基準に違反しているとは言いえない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。通称「障害者差別解消法」)において、合理的配慮の提供は義務化されていることから、障がいのある方が展望台の利用を望んだ際は介助を行う、代替手法を提供する等、対応策を検討しており、障害者差別解消法違反ではない。

キ 第1の2(2)キの記載について、否認する。

西公園展望施設基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザルの実施の際に公表した実施要領の添付資料「ボーリング柱状図」にて地質調査資料を示しており、建築設計業務委託仕様書にて耐震設計の方針を示している。また、同業務委託にて、さらに地質調査を実施し、その結果を踏まえ耐震設計を行っており、適正に設計を行っている。

ク 第1の2(2)クの記載について、否認する。

再整備計画は、社会情勢の変化や公園利用者のニーズを踏まえ、にぎわいのある西公園にするための基本的な計画を示したものである。一般的に基本計画作成時に費用対効果の算定までは必要としていない。「改訂第4版 大規模公園費用対効果分析マニュアル」は都市公園にお

ける費用対効果の算出手法を示したものであり、算出時期や整備計画の内容についての定めはないため、「県営西公園再整備基本計画がマニュアルを遵守していない」という主張は当てはまらない。

ケ 第1の2(2)ケの記載について、否認する。

「西公園再整備基本計画策定業務」については、福岡県建設工事等競争入札に関する基本要綱に則り、指名競争入札を実施し、契約を締結しているため、「公正な競争の原則に反する」という請求人の主張は当てはまらない。

コ 第1の2(2)コの記載について、否認する。

再整備計画に土地所有図の最終調査結果を示している。「光雲神社参道」と表示している場所は、国有地の無償貸付を受け、西公園の公園区域として管理している。再整備計画には、通称として「光雲神社参道」と示しているものの、西公園の園路であり、光雲神社南側交差点付近の歩行環境の改善などの整備は、公園施設の整備であるため、「整備工事は違法である」という請求人の主張は当てはまらない。

サ 第1の2(2)サの記載について、否認する。

「西公園再整備基本計画策定業務」については、福岡県建設工事等競争入札に関する基本要綱に則り、指名競争入札を実施し、契約を締結している。

「西公園展望台施設新築工事基本・実施設計業務委託」については、公募型プロポーザル方式にて受託候補者を特定し、最優秀の者から見積書を徴したうえで、当該業務の受託者を決定し、その者と随意契約を行っている。

また、「西公園展望施設新築工事監理業務委託」については、工事と設計図書との照合及び確認に加え、施工計画の検討など現場の状況に精通し、工事内容を熟知して設計の趣旨を十分反映させることが必要であるため、実施設計業務受託者である者と随意契約を行っている。

これらについては、法第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)に基づき、契約を締結している。

このため、「不当な行為である」という請求人の主張は当てはまらない。

なお、「西公園官民連携事業公募等設置指針作成業務委託」について、(株)エスティ環境設計研究所は受注していない。

シ 第1の2(2)シの記載について、否認する。

再整備計画は県が計画案を策定し、その案を委員会に諮り、委員の意見を反映した最終案について承認をいただき、県が計画を決定している。(株)エスティ環境設計研究所は、令和2年7月に計画案策定に係る資料作成及び委員会運営の補助業務を受託契約しており、令和2年11月の第1回委員会開催準備のため、県と(株)エスティ環境設計研究所が打ち合わせを行うことは、当然のことと言える。

また、第1回委員会冒頭の発言及び再整備計画の冒頭部分は、いずれも計画の背景・目的を説明したものであり、主旨が同じであることは当然のことと言える。計画の内容については委員会にて議論を重ねて作成したものであるため、「委員会を有名無実化するものである」という請求人の主張は当てはまらない。

ス 第1の2(2)スの記載について、否認する。

請求人は委員会における委員の発言内容について言及しており、委員会議事録では、展望台を建設した際の懸念点について議論されていることは確認できるが「展望台建設への異論」については確認できない。

また、委員から「今後レッドデータブックに掲載されている蝶が出てくる可能性もある」との発言があったことは確認できるが、「福岡市に現存する希少な緑地帯」「絶滅危惧種の蝶が発見」の発言については確認できない。

さらに、委員会の中では樹木維持管理や活かし方が議論されているが、「西公園樹林の積極的保全の具申」についての発言は確認できない。具体的に発言があったものについては、委員会にて議論し、委員会の方針として計画に反映しているため、「全くフォローしていない」という請求人の主張は当てはまらない。

セ 第1の2(2)の記載について、否認する。

西公園の樹木管理に関する意見に対して、事務局は継続的な樹木管理による眺望や見通し確保の継続が重要であることを言及しており、再整備計画にも示されている。また、今後は、計画的に樹木管理を実施していくこととしている。

故に、「公園街路課が行ってきた公園管理業務が「違法又は不当な財産の管理を怠る事実」に該当することを隠ぺいする行為」という請求人の主張は当てはまらない。

ソ 第1の2(2)の記載について、否認する。

第1回の委員会にて、再整備計画で公園出入口について記載を求める意見があり、第2回再整備計画の委員会資料では出入口の状況について追加で記載している。

「公共交通機関との連携についても議論を深める必要がある」との意見は確認できない。バス停の停留所名が「西公園」ではなくなくなったことが課題とされており、西公園の知名度が向上することで、利用者が増となり、それに追従するように名称を変更する流れにつながっていくことが大事であると整理されており、「議論を深める必要がある」との委員の意見にも、真摯に耳を傾けていない」という請求人の主張は当てはまらない。

タ 第1の2(2)の記載について、否認する。

第4回の委員会は、コロナ禍のため書面開催となったものの、「第4回 西公園再整備検討委員会 書面開催のお知らせ(令和3年8月27日付け3公街第752号)」において、各委員に対し内容承認書にて計画への承認の可否を求めており、委員全員の承認を得ていることから、「第4回目の委員会は開かれないうまま閉会している」という請求人の主張は当てはまらない。

チ 第1の2(2)の記載について、否認する。

再整備計画は、県が計画案を策定し、その案を委員会に諮り、委員の意見を反映した最終案について承認をいただき、県が計画を決定している。(株)エステイ環境設計研究所は、計画案策定に係る資料作成及び委員会運営の補助業務を受託していた。「展望台の建設を、関連課長が稟議し、計画案を構想、(株)エステイ環境設計研究所に丸投げして進めた」について主張の根拠がなく、「委員会制度を無視した、違法、不当な行為」という請求人の主張は当てはまらない。

ツ 第1の2(2)の記載について、否認する。

(ア)については、本件工事は、委員会の承認を得て策定された再整備計画に基づき計画された工事であり、工事の実施に最低限必要な範囲の伐採を行っている。福岡市風致地区内建築等規制条例に基づいて適切な事務処理が行われており、手続きの瑕疵はないため、「取り返しのつかない自然破壊である」という請求人の主張は当てはまらない。

(イ)については、既に述べたとおり、計画策定から事業実施まで必要な手続きを行っており、再整備計画策定業務等に係る契約においても適正な手続きを経ている。

また、本件工事は関係法令、基準等に基づいて適切に実施されており、瑕疵はないため、何

ら損害は生じていない。

(ウ)については、4(2)オで述べたとおり、本件工事は関係法令、基準等に基づいて必要な安全性の配慮は行われており、瑕疵はないため、何ら損害は生じていない。

(エ)については、(株)エスティ環境設計研究所が受託した「西公園再整備基本計画策定業務委託」は、福岡県土整備事務所施設整備課長による令和3年10月5日の完成検査をもって正式に福岡県が受理しており、不当な支払いではない。その後同社が受託した関連事業についても、既に述べたとおり関係法令、基準等に基づいて適切な事務処理が行われており、手続きの瑕疵はないため、何ら損害は生じていない。

テ 第1の2(3)の記載について、否認する。

アについては、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象ではない。

イについては、既に述べたとおり本件工事は関係法令、基準等に基づいて適切な事務処理が行われており、瑕疵はないため、何らの措置を要しない。

ウについては、既に述べたとおり本件工事は関係法令、基準等に基づいて適切な事務処理が行われており、工事の実施に最低限必要な範囲の伐採を行っているものであるため、何らの措置を要しない。

## 5 監査対象機関に対する監査等

監査対象機関の職員に対し、令和7年8月5日から同月22日にかけて、関係書類の調査及び確認並びに聴取調査を行った。

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係の確認

監査対象事項について、現地確認、関係書類の調査及び確認並びに監査対象機関の職員からの聴取調査により、以下の事項を確認した。

#### (1) 本件事案の経緯

令和2年3月11日 2月定例会議会一般質問において、知事が西公園再整備に取り組んでいく旨を答弁

令和2年11月10日 第1回委員会開催（委員のうち1名は、地域住民代表）

令和2年11月26日

～12月9日

公園近隣住民に対して「西公園の再整備に関するアンケート調査」を実施（令和2年11月27日～令和3年1月22日に、同公園利用者、大濠公園利用者及び県政モニターに対しても同一アンケート実施）

令和2年12月7日 12月定例会議会代表質問において、知事が西公園再整備に向けての調査結果、委員会における議論の状況及び令和3年9月を目的に再整備計画を策定する予定である旨を答弁

令和3年2月15日 第2回委員会開催

令和3年7月27日 第3回委員会開催

令和3年9月3日 第4回（最終回）委員会開催（書面審議、全委員からの承認書回収。日付は県への承認書の提出期限）

令和3年9月27日 9月定例会議会建築都市委員会です再整備計画策定を報告再整備計画の公表

令和3年10月7日

～令和7年6月20日 再整備計画等に関する地域住民説明（計9回）

(2) 請求人が違法又は不当とする行為に関する事実等について

ア (株)エスアイ環境設計研究所との業務委託（計4件）

令和2年7月16日 再整備計画策定業務委託（～令和3年9月30日、指名競争入札）

令和5年8月10日 西公園展望台施設新築工事基本・実施設計業務委託

（～令和6年9月30日、プロポーザル方式による特命随意契約）

令和5年12月7日 西公園展望施設基盤整備設計業務委託

（～令和6年9月30日、指名競争入札）

令和7年6月25日 西公園展望施設新築工事 工事監理業務委託

（～令和8年3月31日、特命随意契約）

イ 西公園展望施設新築工事

令和7年6月6日 (株)古賀組と工事請負契約を締結

（～令和8年3月31日、入札不調2回後の随意契約）

ウ 処分を求める県職員

請求書記載の県職員について、令和2年度の公園街路課長外5名の在籍を確認

## 2 判断

上記の事実関係の確認及び論点ごとに確認した事実を踏まえ、以下のとおり判断する。

(1) 国土交通省等の定める関係法令・基準等に基づく事務処理について

ア 第1の2(2)アについて

国土交通省「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」は、地方公共団体等による都市公園の計画的な維持管理の取組を支援するため、長寿命化計画に関する基本的な考え方の整理や用語の統一、計画策定の手順及び内容を国が示したものである。

西公園 公園施設長寿命化計画策定業務報告書等関係書類を確認した結果、県では策定指針を踏まえ、令和2年度から10年間を計画期間とする長寿命化計画を策定していること、また、予算要求資料等の確認により、同計画に基づき、公園内の遊具の改修等の既存設備の維持管理を、予算の範囲内において緊急性の高いものから計画的に実施していたと認められた。

また、担当課への聴取の結果、長寿命化計画は令和8年度に改訂が予定されている。今回再整備計画により新設される展望台等の施設についても、新たな長寿命化計画に基づく維持管理が行われる予定となっている。

したがって、策定指針を無視しているという請求人の主張には理由がない。

イ 第1の2(2)イについて

請求人は、環境省「自然公園等施設技術指針」第2部共通事項第3章Ⅱ-2「保存処理等による長寿命化」表8を根拠に、「木造で耐用年数が15年」としているが、展望台の構造計算適合性判定書類を確認した結果、展望台は鉄骨造であり、これに当てはまらない。

また、請求人が提出した請求書、証拠書類、陳述においては、施設の維持管理コストや施設の利用効果等の具体的な根拠が示されておらず、請求人の主張には理由がない。

ウ 第1の2(2)ウについて

環境省「自然公園等施設技術指針」第2部共通事項第1章総論において、同指針の適用範囲

について、「本指針は、自然公園等施設の計画・設計に適用する」と明記されており、その解説で「自然公園等施設とは、国立公園、国定公園等自然公園における保護又は利用のための施設、生態系の維持回復のため又は鳥獣保護区の保全のための施設及び長距離自然歩道など身近な地域における自然とのふれあいのための施設」と特定されており、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項第1号に基づく都市公園（以下「都市公園」という。）はその対象外となっている。

昭和51年福岡県告示第1714号において、西公園は都市公園と告示されていることから、環境省指針の適用を受けない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

#### エ 第1の2（2）エについて

福岡市風致地区内建築等規制条例第2条において、福岡市の風致地区内で「建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転」を行う場合は「あらかじめ市長の許可を受けなければならない」とされているが、同条例第5条第1号において、県による「都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為」は、条例第2条に定める市長の許可及び第4条に定める協議について適用除外とするとの定めがある。

ウで確認したとおり、西公園は都市公園法に基づく都市公園であり、同公園における展望台の新設は、適用除外行為を定めた同条例施行規則（昭和47年福岡市規則第11号）第8条第33号「都市公園法による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為」に該当する。

なお、適用除外の場合、市長の許可や協議は不要であるが事前の通知は必要であり、県から市長に対して令和6年9月に通知し、適切に受理されていることを風致地区内行為許可通知書により確認した。

したがって、請求人の主張には理由がない。

#### オ 第1の2（2）オについて

建築基準法第33条において「高さ20メートルをこえる建築物には、有効に避雷設備を設けなければならない」とされているが、展望台の構造計算適合性判定書類を確認した結果、展望台の最高部分の高さは手すりを含め約14メートルであり、20メートルに満たずこれに該当しない。避雷針については、国土交通省「建築構造設計基準」においても特段の定めはない。また、落雷の危険性への対応について担当課への聴取の結果、避雷針は落雷を意図的に誘導し、安全な動線と地下に放電するための装置であるが、本計画地のように周囲に樹木が生い茂り、突出した構造物等が周辺にない状況下で、敢えて避雷針を設置することは、逆に、避雷針付近及び避雷針接地極付近の利用者への危険が増すことも考えられ、よって、法令で要求される高さに満たない本展望台については設置不要であると判断したことを確認した。

その他の安全設備については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第25条に、満たすべき基準として規定する階段の手すりについては基準を満たしており、当該展望台は、建築基準法に適合していることが認められた。なお、転落防止のための防護柵については、同令第126条に、屋上広場等に係る基準が設けられている。展望台については、同条の直接の適用対象ではないが、安全対策の観点から、同条の基準を援用した整備が予定されていることを確認した。

防犯については、福岡県では、福岡県安全・安心まちづくり条例（平成19年福岡県条例第70号）第15条で、「県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の普及に努める」とされており、同条第2項に基づき、「犯罪の防止

に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」を策定し、照明設備に対する配慮や公園の構造、設備等について定めている。担当課への聴取の結果、展望台の安全確保対策として巡回警備や防犯設備の設置等を検討していることと併せて、施工中の西公園展望台施設電気設備工事においても、同指針に記載されている公園の照明の照度（概ね3ルクス以上）を確保するように設計されていることを確認した。

さらに、展望台の運用、管理に当たっては、引き続き利用者の安全確保のため、必要に応じて対策を検討する予定であることを確認した。

したがって、落雷や防犯等、安全面への配慮がなされていないという請求人の主張には理由がない。

#### カ 第1の2(2)カについて

バリアフリー法第6条において、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定められている。また、同法第13条において新設等を行う際に当該施設を「移動円滑化のために必要な特定公園施設の設定に関する条例で定める基準に適合させなければならない」とされている。条例の対象となる「特定公園施設」については、同法施行令（平成18年政令第379号）第3条に12の施設が規定されているが、展望台はそのいずれにも該当しない。

さらに、同法第14条第1項では、「建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築をしようとするときは、当該特別特定建築物を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準に適合させなければならない」と定められており、施行令第5条に19の建築物が規定されているが、展望台についてはいずれにも該当しない。

したがって、展望台は、バリアフリー法第13条第1項及び第14条第1項に定める対象施設ではない。

一方、当該公園については、バリアフリー法以外に、福岡市福祉のまちづくり条例（平成10年福岡市条例第9号。以下「条例」という。）第29条第1項に基づく市長との協議の対象である「特定施設」となっており、条例第26条第1項において、施設の新設又は改修は、市長が高齢者、障がい者等が対象施設を安全かつ円滑に利用できるよう定めた整備基準に適合させなければならないとされている。また、条例第34条において、県が施設を新設又は改修する場合には、市長への協議は必要ないものの、通知が必要であるとされている。

担当課への聴取及び関係書類の確認の結果、県は、条例第34条第2項に基づく市長への通知に先立ち、通知の対象となる整備基準を確認するために、条例を所管する市住宅都市局公園部整備課（現・住宅都市みどり局みどり推進部みどり整備課）と事前に協議を行い、展望台そのものには整備基準はないこと、展望台を構成する「階段」及び「ベンチ」については、整備基準を踏まえた構造とすることを県と市の間で確認していた事実が認められた。

なお、条例第5条及び福岡県福祉のまちづくり条例（平成11年福岡県条例第4号）第3条第2項においては、自ら設置し、又は管理する施設等について、高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとすると設置者の責務が定められている。担当課への聴取及び関係書類により確認した結果、県はそれら規定の趣旨を鑑み、スロープ、エレベーター等の設置ができないか検討を行ったが、展望台の設置場所が山地丘陵状の起伏が激しい地形にあること、スロープを整備する場合、ゆるやかな傾斜を保つためにはスロープ自体の

距離が長大となり、大規模な樹木伐採が必要になることなどから、スロープ及びエレベーターの整備等を断念し、西公園の再整備計画の中で別途整備予定の官民連携施設のエリアにおいて、車いす使用者も眺望を楽しめる展望テラスを確保し、対応することで配慮を行うこととしていた。

したがって、展望台はバリアフリー法をはじめとした関係法令等に則り適正に設置されると認められ、バリアフリー法等に違反しているとの請求人の主張には理由がない。

キ 第1の2(2)キについて

建築基準法施行令第38条及び第93条は、建築物の基礎に係る構造耐力上の安全性や地盤の許容応力度、基礎ぐいの許容支持力等について規定しているが、同施行令においては、地質調査、地盤調査の結果の公表までは義務付けられていない。

なお、西公園展望施設基本・実施設計業務の委託に当たって実施した公募型プロポーザルの際に、地質調査資料と耐震設計の方針を公表していること、受託業者は、同業務の中で適切に地質調査を実施し、地質及び地盤の状態を把握した上で耐震設計を行い、その構造が基準に適合していることを地質調査報告書及び構造適合性判定書類により確認した。

したがって、請求人の主張には理由がない。

ク 第1の2(2)クについて

国土交通省「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」は、公園整備に係る費用対効果を貨幣価値に換算して比較することで、事業の投資効率性を評価することを目的に国が示したものであるが、個々の公園の具体的な整備内容まで方向付けるものではない。

もとより、公園事業の費用対効果等は、当該公園の位置づけ、具体的な施設整備の内容、活用方法等により個別に検討されるべきものであり、基本計画の段階で同マニュアルに沿って費用対効果の算定を行っていないことが、不当であるとは言えない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(2) 展望台建設関連の(株)エステイ環境設計研究所等の契約締結及び公金の支出について

ア 第1の2(2)ケについて

「西公園再整備基本計画策定業務」については、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号。以下「規則」という。)及び福岡県建設工事競争入札に関する基本要綱に則り、指名競争入札を実施し、適正に契約を締結していることを契約書及び入札結果表により確認した。また、「福岡県土整備部建設コンサルタント業務等に係る低入札防止対策試行要領」に基づき、第三者による照査を実施し、委託業務の品質を確保しており、関係法令等に反する行為はなく、請求人の主張には理由がない。

イ 第1の2(2)コについて

再整備計画において「光雲神社参道」と表示している部分は、国有地の無償貸付を受け、西公園の公園区域として管理している西公園の園路であることを都市公園区域図により確認した。したがって、光雲神社南側交差点付近の歩行環境の改善などの整備は、公園施設の整備であると認められ、「整備工事は違法である」という請求人の主張には理由がない。

ウ 第1の2(2)カについて

西公園再整備関連の財務会計行為(工事請負契約及び業務委託契約)は合計11件あり、そのうち、(株)エステイ環境設計研究所は業務委託契約4件を受注しているが、これらを含む全11契約に係る財務会計上の手続を確認した結果、いずれも規則等に基づき適正にされた契約であり、違法、不当な点は確認できなかった。

当該(株)エスエイ環境設計研究所との契約4件については、2件は指名競争入札、1件は公募型プロポーザル(15者が応募)により決定したものであり、残る1件の工事監理業務委託も、現場状況の精通と工事内容の熟知を理由に随意契約を行うことは、福岡県随意契約ガイドライン第5(2)第2号随意契約②適用基準カ(契約の目的を継続的、効果的、効率的に達成するため、当該契約の内容が本来の業務内容と密接な関係を有する相手方と契約を締結することが必要不可欠)に合致しており、いずれも妥当なものと認められた。

したがって、本委託契約の締結過程等において関係法令等に反する行為はなく、請求人の主張には理由がない。

(3) 再整備計画策定に当たっての、委員会の運営等について

ア 第1の2(2)シについて

第1回委員会冒頭の発言及び再整備計画の冒頭部分は、いずれも計画の背景・目的を説明したものであり、県の考えが一貫したものである以上、同様の内容となってもなんら不自然なものではなく、委員会の形骸化を示すものとは言えない。また議事録等を確認した結果、各委員会の開催毎に委員は自身の意見を述べており、イ以下にあるとおり必要に応じ、意見の反映もなされている。

上記のことから、委員会は適切に運営されており、「委員会を有名無実化するものである」という請求人の主張には理由がない。

イ 第1の2(2)スについて

委員会議事録では、展望台を建設した際の懸念点について議論されているが、展望台を建設することによって来園者が園内を回遊せずに帰るのではないかという懸念等の対応策として、回遊を促すための動線計画の工夫といった形で再整備基本計画に反映されていることが確認できた。

また、福岡市の緑の基本計画での西公園の位置づけや多様な蝶がいることについては、植栽計画の中で生物多様性に配慮した樹木整理を行っていくといった対応策がとられていた。西公園園樹林の保全・活用についても、同じく植栽計画の中で「樹木管理計画」を作成し、再整備後も適正な維持管理を継続させることとしており、委員会の内容をフォローしていないという事実は認められなかった。

したがって、請求人の主張には理由がない。

ウ 第1の2(2)セについて

議事録を確認した結果、西公園の維持管理の不備に関する意見に対して、事務局は継続的な維持管理による眺望や見通しの確保が重要であることの認識について言及しており、再整備計画にも示されていた。

また、担当課への聴取及び資料の確認の結果、これまでも、西公園については長寿命化計画に基づき、予算の範囲で可能な限り計画的な維持管理を行ってきたおり、管理を怠ったという事実は認められない。

したがって、「公園街路課が行ってきた公園管理業務が「違法又は不当な財産の管理を怠る事実」に該当することを隠ぺいする行為」という請求人の主張には理由がない。

エ 第1の2(2)ソについて

第1回の委員会において、再整備計画で公園出入口について記載を求める意見があったことに対し、第2回委員会資料では出入口の状況について追加で記載していることを確認した。

公共交通機関の停留所名については課題とされており、西公園の知名度が向上することで、

利用者が増加し、それに追従するように名称を変更する流れにつながっていくことが大事であると整理されており、「議論を深める必要がある」との委員の意見にも、真摯に耳を傾けていない」という請求人の主張には理由がない。

オ 第1の2(2)タについて

委員会の議事録を確認した結果、第3回の委員会の最後に、第3回で出た意見に対する修正については委員長に一任されている。また、コロナ禍（緊急事態宣言期間中）のため、第4回委員会は書面開催とされたが、「第4回西公園再整備検討委員会 書面開催のお知らせ（令和3年8月27日付け3公街第752号）」において、各委員に対し承認の可否を求めており、意見がある場合は内容承認書に記載するよう依頼している。内容承認書にて各委員の承認を得ていることについては、当時の委員に対し、直接連絡が取れる者に対しては直接、そうでない1名については委員の勤務先に残された当時の書類により確認を行った。このため、「第4回目委員会が開かれないうまま閉会している」という請求人の主張には理由がない。

カ 第1の2(2)チについて

決裁事績の確認により、再整備計画は、県が計画案を委員会に諮り、委員の意見を反映した最終案について承認を得て、決定していることを確認した。したがって、「展望台の建設を、関連課長が稟議し、計画案を構想」という請求人の主張には根拠がなく、「委員会制度を無視した、違法、不当な行為」という請求人の主張には理由がない。

キ 第1の2(2)ツについて

展望台の建設については、関係法令、基準等に基づいて適切な事務処理が行われており、手続きの瑕疵はない。

また、今回の再整備により伐採された樹木については、元々通路、広場があった部分の周辺を最低限伐採したものと認められる。担当課に資料を提出させ確認したところ、今回の展望台整備に係る伐採本数137本であった。当該本数は、西公園全体の樹木本数が8,900本程度であることに比し、極端に多い本数とは言えないと考えられる。

したがって、無用な公費の支出が生じている、人命への損傷等が生じている、最終業務委託報告書を受理していない、確認していない、という請求人の主張には理由がない。

(4) 暫定的な停止勧告について

暫定的な停止勧告は、財務会計行為の停止という行政活動に重要な影響を与えるものであることから、当該行為の違法性に係るものに限られ、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があることがその要件の一つとされている。

また、この相当な理由とは、社会通念上客観的に見て合理的な場合を言い、勧告を行うまでの根拠は不要であるものの、相当程度具体的な証拠に基づいて違法であることが疎明されることが必要であると解される。

本件請求においては、事業が実施されている証拠、関連する規程等の提出はあるものの、それが直ちに違法であることの裏付となるものではなく、確認の結果、関係法令・基準等に基づいて適正に事務処理が行われていると認められたところである。

したがって、当該行為が違法であると思料する相当な理由があるとは認められないことから、暫定的な停止勧告は行わないこととする。

上記のとおり、再整備計画に基づく展望台の建設は、関係法令・基準等に基づいて適正に事務処理が行われていると認められ、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実には該当せず、請求

人の主張には理由がない。よって、本件請求についてはこれを棄却する。

### 3 意見

本件監査の結果は以上のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり述べる。

福岡県では、県の行政運営の指針となる総合計画の中で、世代や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が地域で安全に安心して生活し、社会参加できるよう、県の目指すべき基本方向を示している。その施策の実現に当たっては、防犯や事故の抑止、災害への備えはもとより、ハード・ソフト両面のバリアフリーに取り組みむこともまた、県民の安全・安心のために県が取り組むべき当然の責務であると考えられる。

今回の監査の結果、本件展望台の設置に当たっては、施設の安全面やバリアフリーの観点には、一定配慮されており、違法、不当な点はなかったものの、展望台におけるバリアフリーの代替措置など、今後必要な対応策を検討するとされている部分があった。このため、今後具体的な対応策を検討するに当たっては、県民の不安を払拭することができよう、安全性の確保や高齢者・障がいのある人への配慮等について、引き続き関係者の声を聴きながら丁寧な説明と検討を行うことが望まれる。

また、既存施設において、予算の範囲内で可能な限り計画的な維持管理を行っていたことは認められたものの、一部補修が行き届かず使用不能となっている施設があることも確認されたところである。

今後、新たな長寿命化計画を策定するに当たっては、展望台等の新たに整備する施設のみならず、既存施設を含めて、公園全体の施設の利用に支障をきたすことがないよう、十分な検討を行う必要があると考えられる。

西公園の整備に当たっては、これまでも地域住民への説明会を開催し、地域の声を聴きながら連携して公園づくりを進めてきたところである。今後も、公園利用者や地域住民等の多様な意見を真摯に受け止め、合意形成に努めながら、共により良い公園づくりを進められることを期待する。

# 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第284号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和7年10月3日

福岡県公安委員会

### 1 講習会の日時、場所

#### (1) 講習会の日時

令和7年11月27日（木） 午前10時00分から午後5時30分までの間

#### (2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

#### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

#### (4) 受講可能人員

20名

### 2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

### 3 注意事項

- 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

## 福岡県公安委員会告示第285号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和7年10月3日

福岡県公安委員会

### 1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和7年11月3日（月） 午後9時30分～午後0時30分	福岡市城南区七隈七丁目41番15号 城南警察署 会議室	城南警察署
令和7年11月21日（金） 午後1時30分～午後4時30分	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
令和7年11月24日（月） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室	小倉北警察署

### 2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 教養効果測定

### 3 注意事項

(1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチ

メートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

#### 福岡県公安委員会告示第286号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり開催するので告示する。

令和7年10月3日

福岡県公安委員会

##### 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和7年12月4日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和7年12月11日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和7年12月18日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

##### 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和7年12月4日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料14,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

#### 福岡県公安委員会告示第287号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会(初心者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第24条第2項の規定により告示する。

令和7年10月3日

福岡県公安委員会

##### 1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時  
令和7年11月16日(日) 午前10時00分から午後5時00分までの間
- (2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

**福岡県公安委員会告示第288号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和7年10月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和7年11月2日（日）午前9時00分から午後0時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

- (1) クロスボウの所持に関する法令
- (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

**福岡県公安委員会告示第289号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年

少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第36条第1項の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 3 日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

令和 7 年 11 月 3 日（月）午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県警察本部 4 階生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前 10 時 00 分～午後 3 時 30 分	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分	講習結果に対する考査
午後 4 時 30 分～午後 5 時 30 分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、開催日の一週間前までに行うこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 9,800 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更するときは申請者宛に連絡する。

福岡県公安委員会告示第 295 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 99 条の 2 第 4 項第 1 号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 2 条の規定により、次のように公示する。

令和 7 年 10 月 3 日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第 84 条第 3 項及び第 4 項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第 4 条第 1 項又は同条第 2 項に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和 7 年 11 月 4 日（火曜日） 午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目 4 番 27 号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	/
令和 7 年 11 月 5 日（水曜日） 午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで			
令和 7 年 11 月 10 日（月曜日） 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで	技能	遠賀郡遠賀町大字今古賀 81 番地の 5 おなが自動車学校	大型、中型、準中型、大型特殊、牽引、大型第二種、中型第二種及び普通第二種免許

令和 7 年 11 月 11 日（火曜日） 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで	糟屋郡志免町王子一丁目 28 番 16 号 アイルモータースクール博多の森	大型二輪及び普通 二輪免許
令和 7 年 11 月 12 日（水曜日） 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで	福岡市西区姪の浜一丁目 1 番 67 号 姪浜ドライビングスクール	普通免許

## 5 審査の申請手続及び受付期間

## (1) 審査の申請手続

## ア 提出書類

- 審査申請書（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し  
なお、免許情報記録個人番号カードによる場合は、これを提示すること。
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,750 円
普通免許	19,800 円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,450 円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	22,200 円

- 規則第 17 条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面
- ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。  
郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、110 円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
- ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

## イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

## (2) 受付期間

- ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和 7 年 10 月 21 日（火曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）に規定する県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和 7 年 10 月 21 日（火曜日）までの消印があるものを有効とする。

## 6 その他

- (1) 審査を受ける際は、運転免許証（仮運転免許証を除く。）又は免許情報記録個人番号カードを携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第 99 条の 2 第 4 項第 2 号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連 絡 先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係  
郵便番号 811-1392  
所 在 地 福岡市南区花畑 4 丁目 7 番 1 号  
電話番号 092-566-2892

## 再 掲

福岡県公告式条例（昭和 25 年福岡県条例第 46 号）第 5 条第 1 項において準用する同条例第 2 条第 2 項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

## 告 告

福岡県職員採用選考試験（後期）を次のとおり実施する。

令和 7 年 10 月 1 日

福岡県人事委員会委員長 馬 場 貞 仁

## 1 採用職種（区分）、採用予定数、職務内容及び採用時勤務予定場所

職種・区分	採用 予定数	職 務 内 容	採用時勤務予定場所
機械B (家具・インテリア)	1名	家具・インテリア等の木質製品を対象とした、3次元CAD/CAM/CAEによる設計・解析・造形及び製品強度評価に関する研究、試験、技術指導、人材育成	工業技術センター (インテリア研究所)
		熱流体解析を活用した設計及び熱や流体の測定評価に関する研究、試験、技術指導、人材育成	工業技術センター (機械電子研究所)
研究職員	1名	セラミックス製品の設計、製造（原料、成形、焼結、加工、検査）及び材料評価に関する研究、試験、技術指導、人材育成	工業技術センター (化学繊維研究所)
		食品、医薬品、化学物質等に関する理化学的な試験研究及び細菌、ウイルス等に関する微生物学的な試験研究	保健環境研究所
船員	1名	船舶の機関の運転、漁業取締り及び調査観測業務並びに司厨業務	農林水産部水産局漁業管理課、水産海洋技術センター
保育士	3名 程度	児童福祉施設等における保育士の業務	児童相談所、福岡学園、 こども療育センター新 光園
		機械・電気保全、制御機器組立て、シーケンス制御、汎用工作機械、NC工作機械による切削加工、機械設計・製図等に関する職業訓練指導	県立高等技術専門学校、 福岡障害者職業能力開 発校
職業指導員	1名	簿記会計からビジネスマナーなど事務に必要な一般常識から、ビジネスアプリケーションを中心としたOA機器の操作方法や文書処理に関する職業訓練指導	県立高等技術専門学校、 福岡障害者職業能力開 発校

(注1) 採用予定数は変更になる場合があります。

(注2) 採用後、勤務場所の変更が行われることがあります。

2 受験資格

採用職種 (区分)		受験資格		
研究職員	機械B (家具・インテ リア)	大学院(修士課程又は博士課程前期)において、各区分に応じた業務に必要な専攻学科等を修めて修了した者若しくは令和8年3月までに修了見込みの者又はこれと同等以上の能力を有する者	①平成2年4月2日から平成14年4月1日まで生まれた者 ②平成14年4月2日以降に生まれた者であって、大学院(修士課程又は博士課程前期)において、各区分に応じた業務に必要な専攻学科等を修めて修了した者又は令和8年3月までに修了見込みの者	
	機械B (熱流体解析)			
	化学B			
	薬学			
船員	機関	五級海技士(機関)以上の免許(内燃機関の限定を含む。)を有する者又は令和8年6月までに免許を取得する見込みの者	平成2年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者
職業指導員	保育士	保育士の資格を有する者又は令和8年3月までに資格を取得する見込みの者	平成8年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であって、現に日本に永住している者
	機械・メカトロニクス系 オフィスビジネス系	職業能力開発促進法第28条による職業訓練指導員免許を有する者又は同免許の取得資格を有する者	昭和39年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であって、現に日本に永住している者

(注) この試験を受験できない者  
・ 地方公務員法第16条に該当する者

3 試験の期日、場所等

試験職種	試験種目	試験の期日	試験の場所
第1次試験	研究職員 職業指導員	令和7年11月9日(日)	福岡県千代合同庁舎 (福岡市博多区千代1-20-31)
	船員		福岡県福岡西総合庁舎 (福岡市中央区赤坂1-8-8)
	保育士		

試験職種	試験種目	試験の期日	試験の場所
第2次試験	研究職員	令和7年12月上旬	福岡県内
	人物試験 受験資格等の調査		
	作文試験 人物試験 受験資格等の調査		
職業指導員	実技試験 人物試験 受験資格等の調査		

#### 4 合格者の発表

	時期	発表方法
第1次合格者発表	令和7年11月下旬	福岡県人事委員会事務局前廊下に合格者の受験番号を掲示するとともに、福岡県ホームページにも掲載します。
最終合格者発表	令和7年12月下旬	最終合格者には書面で通知します。

(注) 合格者に郵送する合格通知は、郵便事故などのため延着、不着となる場合がありますので、掲示場所等で確認してください。

#### 5 採用予定時期

合格者の採用は、原則として令和8年4月1日以降の予定です。

#### 6 受験手続

##### (1) 受付期間

令和7年10月6日(月)9時から同年10月17日(金)17時まで

##### (2) 申込方法

インターネットによる申込のみです。詳しくは、福岡県のホームページの「福岡県職員採用試験」にアクセスするか、職員採用試験案内をご覧ください。

※福岡県職員採用試験のホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/saiyo.html>)

#### 7 試験案内の配布場所

- ア 福岡県庁内
  - ・ 人事委員会事務局任用課
  - ・ 県庁1階総合案内・県民情報センター
- イ 出先機関等
  - ・ 東京・大阪の各福岡県事務所
  - ・ アクロス福岡2階文化観光情報ひろば
  - ・ 県内各地の福岡県総合庁舎 等

#### 8 その他

この試験についての詳しいことは、福岡県人事委員会事務局任用課へお尋ねください。

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

T E L 092-643-3956

F A X 092-643-3960

電子メール [saiyo@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:saiyo@pref.fukuoka.lg.jp)